

碧南市農業活性化センターあおいパーク 業務仕様書

施設管理業務

1 管理委託条件

- (1) 受託者は、碧南市農業活性化センターあおいパークに必要な人員を配置し、誠実に業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は受託業務の履行にあたって、次の事項を守らなければならない。
 - ア 業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において完遂すること。
 - イ 保健所等が開催するレジオネラ症防止対策に関する研修等を受講するなど、専門知識を有する者の配置に努めること。
- (3) 受託者は、この契約業務の中、つぎの事項について受託者を代理して受託者の従業員を直接指揮命令する現場責任者を置くものとする。
 - ア 受託者の従業員の指揮監督及び業務処理
 - イ この契約業務履行に関する委託者との業務連携及び調整
 - ウ 受託者からこの仕様書に基づく注文事項の受任および特別発注事項の承諾
 - エ その他この契約の目的達成に必要な事項
- (4) 受託者は、従業員の風紀、衛生及び規律の保持に関し一切の責任を負うこととする。
- (5) 受託者は、従業員の責任で当施設に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。ただし、受託者及び従業員の責任でないときはこの限りではない。
- (6) 夜間の施設管理について安全な体制を確保すること。

2 時間及び休日

- (1) 時間
 - ア 施設管理
午前 8 時から午後 5 時
 - イ 浴室受付
午前 10 時 30 分から午後 9 時まで
午後 10 時までは後片付け
- (2) 休日
 - ア 月曜日（月曜日が国民の祝日の場合は、その翌日）
 - イ 年末年始（12月30日から1月3日）
ただし、臨時開園日を除く。

3 施設管理業務概要

- (1) 施設の設備に関すること
 - ア 館内照明の管理・日常点検
 - イ 浴槽水の管理・日常点検
 - ウ 機械室ボイラー・送風機・濾過装置の運転管理（定期点検・メンテナンス除く）
 - エ 施設設備の故障・破損等の応急対応
 - オ 夜間業務（施設の施錠、戸締り）
 - カ その他、施設の設備に必要な業務に関すること

4 浴室受付業務概要

- (1) 浴室の運営に関すること

- ア 入浴利用者の受付・案内・苦情対応
- イ 券売機対応・回数利用券の発行
- ウ テレビ等備品の稼働及び利用者への取り扱い説明
- エ 囲碁、将棋の貸出・返却の受付
- オ その他、浴室運営に必要な業務に関すること

(2) 夜間利用者の受付に関すること

- ア 夜間施設利用者の受付・案内・苦情対応
- イ 空調管理
- ウ 高齢者入浴優待券の交付
- エ その他、夜間利用者対応に必要な業務に関すること

5 業務実施留意事項

- (1) 当施設の役割、目的を理解し、接客マナーには十分配慮すること。
- (2) 業務上知り得た秘密は、絶対他に洩らしてはならない。
- (3) それぞれ立場を異にする従業員が勤務するので、お互い立場を理解し、融和と協調に配慮すること。
- (4) 火気、戸締まり、事故防止等には十分注意すること。

清掃業務

1 管理委託条件

- (1) 受託者は、碧南市農業活性化センターあおいパークに必要な人員を配置し、誠実に業務を履行するものとする。
- (2) 受託者は受託業務の履行にあたって、次の事項を守らなければならない。
 - ア 業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において完遂すること。
- (3) 受託者は、この契約業務の中、つぎの事項について受託者を代理して受託者の従業員を直接指揮命令する現場責任者を置くものとする。
 - ア 受託者の従業員の指揮監督及び業務処理
 - イ この契約業務履行に関する委託者との業務連携及び調整
 - ウ 受託者からこの仕様書に基づく注文事項の受任および特別発注事項の承諾
 - エ その他この契約の目的達成に必要な事項
- (4) 受託者は、従業員の風紀、衛生及び規律の保持に関し一切の責任を負うこととする。
- (5) 受託者は、従業員の責任で当施設に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。ただし、受託者及び従業員の責任でないときはこの限りではない。
- (6) 浴槽・浴室・風除室・通路・トイレなどの清掃については浴室の営業が始まる午前11時までには終了すること。

2 時間及び休日

- (1) 時間
 - 午前8時から午後10時
 - 午後9時から午後10時は、夜間利用施設及び浴室の清掃とする。
- (2) 休日
 - ア 月曜日（月曜日が国民の祝日の場合は、その翌日）
 - イ 年末年始（12月30日から1月3日）
ただし、臨時開園日を除く。

3 業務概要

- (1) 清掃業務
 - ア 日常清掃
 - ア トイレは薬剤をもって消毒し、便器・タイル部の清掃を実施すること。
 - イ トイレトペーパー及び石鹸液は常に補充すること。
 - ウ 共用部分は見回り、掃き出し、モップで拭き、部分的なシミ又は汚れは、洗剤等でそのつど除去すること。又、風除室、踏込カーペット部分は砂・ほこり等を掃除により清掃すること。
 - エ 出入口（5ヵ所）、ドアーガラスの拭き掃除及びドアー枠の清掃。
 - オ 喫煙所の吸い殻の回収及び灰皿の手入れ。
 - カ シャワー室は薬剤をもって消毒し、壁面部の汚れは除去すること。各部所に応じた洗剤、タオル、モップ等を使用すること。
 - キ 館内のゴミはその都度片付けること。
 - ク 館外敷地内（駐車場を含む）のゴミ・落葉の清掃をし、必要に応じて案内板・庭園灯等の汚れを湯に浸した雑巾や洗剤等適切な方法で拭くこと。
 - ケ その他管理上必要と認める事項は、事前に指示する。
 - コ 風除室、出入口など来館者や職員が通常使用する箇所の清掃は、主として午前9時までに行うこと。

サ 浴槽・浴室および脱衣室の清掃については、午前11時まで終了し、その後は利用者の入場状況により定時に見回りを行い、清掃を行うこと。湯桶及び腰掛等来場者が使用する物は毎日洗剤で洗い清潔にしておくこと。

イ 定期清掃（回数年6回（奇数月）、実施日は担当と打ち合せのうえ決定のこと）

ア 清掃作業は施設職員へ事前に連絡して実施すること。

イ 使用する機械器具・材料は、床面を洗剤研磨で損壊しないよう適正良質なものを使用する。

ウ 必要な人員で行ない、床の材質を考慮し汚れに応じた薬剤を使用して清掃の実施をすること。

エ ガラス器具・陶器・金属類の仕上げは、良質な乾布を使用すること。

オ 机・椅子・その他物品の移動は損傷しないように扱い、作業終了後もとの位置に戻すこと。

カ フローリング床については、砂塵芥等を丁寧に取った後に専用洗剤及びポリッシャーを用い、ノンスリップワックスを使用すること。

キ 長尺シート床については、砂塵芥等を丁寧に取った後に専用洗剤及びポリッシャーを用い、専用ワックスを塗布する。1年に1度程度、ワックスが蓄積した箇所については、剥離洗浄すること。

ク 調理用テーブル7台の清掃も実施する。

ケ グリストラップ（レストラン部分を除く）2箇所について毎月定期的に清掃すること。

ウ ガラス面清掃（全館及び隣接の観賞用温室、回数は年1回、実施日は各年度11月末～2月末とする。）

ア 窓ガラス清掃は、布などの跡が付かないよう丁寧に行い両面実施すること。

イ アルミサッシの拭き掃除も合わせて行うこと。（外部は特に念入りに）

ウ 観賞用温室のガラス面についても実施すること。

エ 危険な高所作業を伴う箇所もあるので、作業上の安全には万全の措置を施すこと。

エ 空調清掃業務

ア 対象機器

①空冷ヒートポンプマルチエアコン	37台	（4回／年）
②全熱交換器	10台	（4回／年）
③排風機（100V）	18台	（4回／年）
（200V）	10台	（4回／年）
④浴室用空冷ヒートポンプマルチエアコン	6台	（12回／年）
⑤イベントホール空冷ヒートポンプマルチエアコン	5台	（12回／年）
⑥レストラン床置型マルチエアコン	3台	（12回／年）

イ 業務内容

①④⑤空冷ヒートポンプマルチエアコン⑥マルチエアコン 室内機フィルター洗浄

- ・フィルターの脱着
- ・フィルターの高圧洗浄及びバキューミングをする。
- ・フィルターの取付け箇所回りの清掃

②全熱交換器

- ・①の内容に準ずる。

③排風機（100V・200V）清掃

- ・各排風機吸い込み口ガラリ等清掃

4 清掃面積

(1) 定期清掃

①ビニル床シート	・・・	6 6 5 . 7 6 m ²
②特殊ビニル床タイル	・・・	9 6 1 . 2 9 m ²
③半硬質ビニル床タイル	・・・	1 3 . 5 5 m ²
④タイルカーペット	・・・	1 3 6 . 5 7 m ² (年6回)
⑤タイルカーペット	・・・	1 4 7 . 0 0 m ² (年2回・筋トレルーム60)
⑥磁器タイル	・・・	1 5 1 . 4 6 m ²
・・・・・・・・・・・・・・・・		
合 計	2,	0 7 5 . 6 3 m ²

(2) 日常清掃

①畳 (和室)	・・・	6 8 . 2 1 m ²
②ラタン敷 (脱衣室)	・・・	1 5 6 . 6 3 m ²
③体験農園 トイレ・周辺		3 2 . 0 0 m ²
④市民農園 トイレ・あづまや周辺		各 1 箇所

上記 (1) + ①②③④ + 外周面積 1 2, 0 5 1 m² = 1 4, 3 8 3 . 4 7 m²
(温室を除く)

5 その他

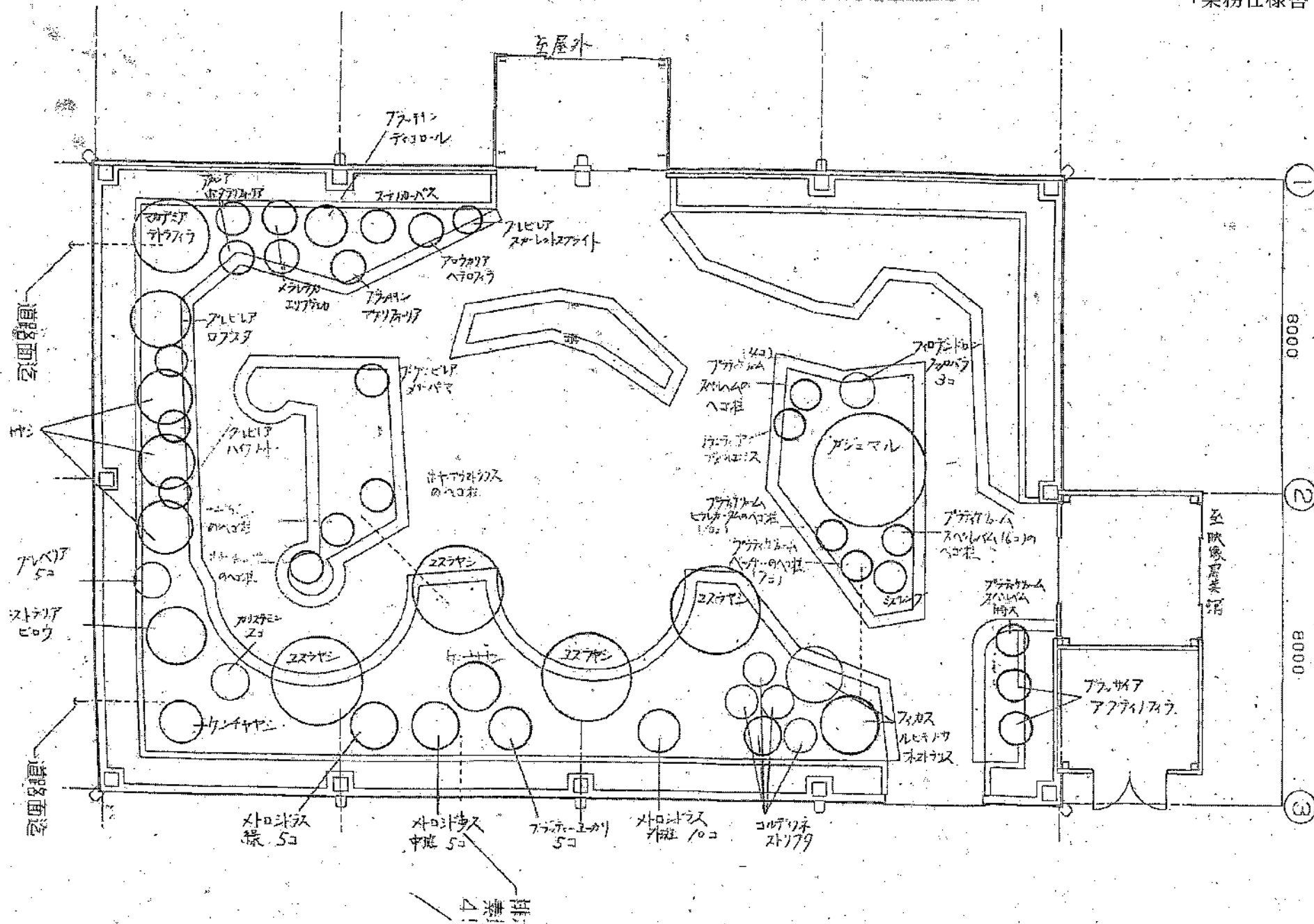
- (1) 作業中に発生又は発見した事故については、直ちに施設職員に連絡すること。
- (2) 受託者は、清掃作業に要する機械器具・洗剤・薬品・塗布剤・消耗品等はすべて負担する。但し、清掃器具置場及び用水・電力・ガス・防臭剤・トイレットペーパー・手洗い石鹸は、当施設が負担する。
- (3) 汚物処理は毎日実施のこと。
- (4) 定期清掃終了後は「清掃実施報告書」を管理者に提出すること。

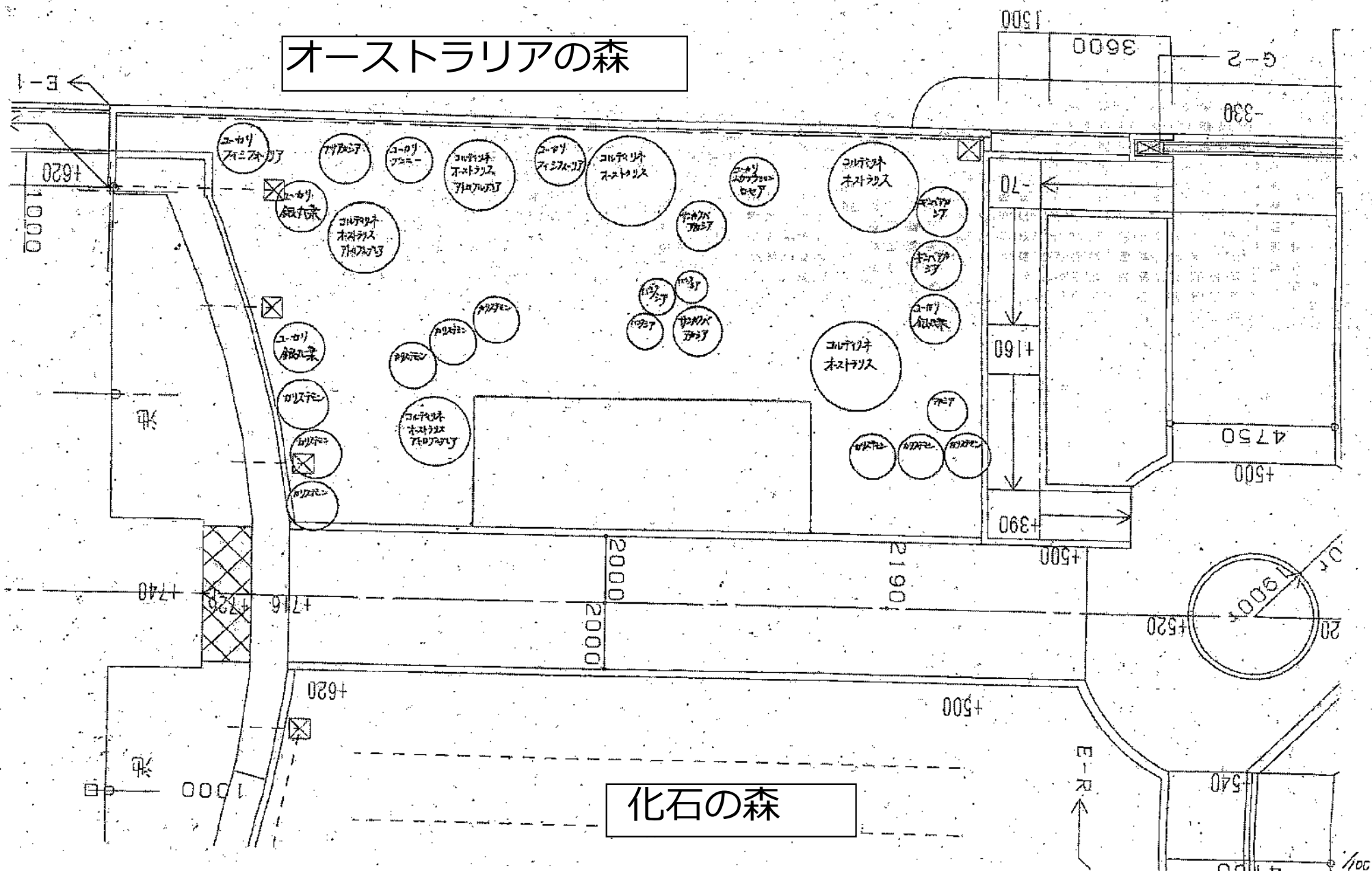
6 業務実施留意事項

- (1) 当施設の役割、目的を理解し、接客マナーには十分配慮すること。
- (2) 業務上知り得た秘密は、絶対他に洩らしてはならない。
- (3) それぞれ立場を異にする従業員が勤務するので、お互い立場を理解し、融和と協調に配慮すること。
- (4) 火気、戸締まり、事故防止等には十分注意すること。

観賞温室管理業務

項目	数量	備考
1 植栽管理等	観賞温室 420 m ² 芝生広場の一部 (内訳 オーストラリアの森 272 m ² 化石の森 272 m ²)	「業務仕様書 3 - 1、2」の植栽図中の植物の適切な管理（灌水、除草、農薬散布、施肥、剪定等）
2 施設管理	観賞温室 420 m ² 芝生広場の一部 (内訳 オーストラリアの森 272 m ² 化石の森 272 m ²)	観賞温室等の適切な管理および池の水生植栽の日常管理 芝生広場（オーストラリアの森、化石の森）の適切な管理
3 模様替え (月 1 回)	観賞温室 420 m ² 芝生広場の一部 (内訳 オーストラリアの森 272 m ² 化石の森 272 m ²)	月 1 回の植栽アドバイザー指導日におけるディスプレイ模様替え作業
4 消毒 (年 2 回)	観賞温室 420 m ²	年 2 回、カイガラムシ等、害虫から植物を守るための管理
5 剪定	ガジュマル ブーゲンビリア オーストラリアの森	各年 1 回、葉間の風通しを良くするため行う。
6 誘導、接客		来園者に適切な対応をし、あおいパークへの理解が深まるよう努める。





受水槽清掃等仕様書

1 点検施設及び容量

単位 m3

No	施設名	受水槽			高架水槽		容量計
		容量	設置場所	材質等	場所・容量	材質	
1	あおいパーク	24.00	屋外・地上	2槽式FRP	—		24.00

2 作業実施時期

7月～10月頃

3 完了報告書等

- 作業実施日の調整・完了報告書・請求書等は、担当主管課と調整すること。
- 完了報告書は、受水槽・高架水槽の清掃前・清掃後の写真を撮り、報告書に添付すること。
- 簡易専用水道については、高架水槽毎の「飲料水水質検査成績書」を併せて提出すること。
- 報告書の部数 1部

V 水質検査項目（簡易専用水道のみ1年1回）

※特定建築物の水質検査は、別途行うので入札条件に含まない。

一般	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	味
	2	塩素イオン	7	色度
	3	有機物（TOC）	8	濁度
	4	pH値	9	残留塩素
	5	臭気		
微生物	1	一般細菌	2	大腸菌群

VI 点検事項

検項目（部位）	主な点検内容
給水タンク	付近は清潔か。物品は置いてないか。 水は汚れていないか。
オーバーフロー管、通気管	衛生害虫・ごみ等が侵入することはないか。 管のつまりはないか。
揚水ポンプ	圧力・電流は定格か。潤滑油は切れていないか。 水漏れはないか。
揚水ポンプ自動運転装置	正常に作動しているか。
塩素注入器	薬液はあるか。つまりはないか。正常に注入するか。
ボールタップ	正常に作動するか。水漏れはないか。
満減水警報装置	正常に作動するか。
フロートスイッチ	正常に作動するか。
フロート弁（消火ポンプ）	飲料用タンクへの漏れはないか。
高架タンク接続消火器	末端開閉弁を開き放水し、新鮮水を入れているか。
止水弁	必要なとき完全に開閉できるか。
逆止弁	消火ポンプのテストで正常に作動するか。
給水管	クロスコネクションはないか。

VII 作業実施の留意事項

- 貯水槽の清掃を行う前に十分な打合せを行い、作業及び施設利用者に支障のないようにすること。
- 作業者は常に健康状態に留意するとともに、おおむね3箇月ごとに健康診断を受けるようにし、健康状態の不良の者は作業に従事しないこと。
- 作業衣及び使用器具は、貯水槽の掃除専用のものとする。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- 作業は以下の事項に注意して行うこと。
 - ① 貯水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

- ② 貯水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去、貯水槽周辺の清掃、貯水槽への異物侵入防止措置の点検等を行うこと。
- ③ 受水槽の清掃を行った後、圧力水槽、高置水槽の清掃を行うこと。
- ④ 洗浄汚水の排水は完全に行うこと。
- ⑤ 貯水槽の清掃の終了後、塩素剤(200ppm)を用いて貯水槽内の消毒を行うこと。
消毒は2回以上繰り返すとともに、消毒排水の排除は完全に行うこと。また、消毒完了後は槽内に立ち回らないこと。
- ⑥ 貯水槽内の水張り終了後、給水栓末端及び貯水槽内の水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。なお、残留塩素の含有率は、遊離残留塩素で0.2ppm（結合残留塩素の場合は、1.5ppm）以上であることを確認すること。水質検査については、水道法第4条の規定による水質基準の項目について行うこと。
- ⑦ 防錆用塗装が脱落している場合は適切な措置を講ずること。
- ⑧ 簡易専用水道の管理基準に従った点検を行うこと。点検事項は前掲のとおり。

ごみ収集業務

1 分別収集業務目的

公共施設から排出される可燃ごみ等の減量化、リサイクル可能なごみの資源化、産業廃棄物の適正処理を図る。

2 収集場所

碧南市農業活性化センターあおいパーク（碧南市江口町地内）

3 分別の種類

(1) 可燃ごみ

ア リサイクルできない紙ごみ（カーボン紙、コーティングされた紙、感圧紙など）

イ 1 以外の可燃ごみ（生ごみ、タバコの吸殻、草、木屑など）

(2) 紙類（リサイクル可能なもの）

ア コピー用紙（両面使用済みのもの）

イ コンピューター用紙

ウ ポスター、パンフレット、折込チラシ、古封筒、ボール紙（厚紙）

エ 雑誌、カタログ、雑紙

オ 新聞紙

カ ダンボール

キ 茶紙（包み紙）；コーティングされていないもの

ク シュレッターごみ（処理業者に渡す。）

(3) 紙類以外の資源となりうるもの

ア 缶類（アルミ缶、スチール缶、その他の缶）

イ 瓶類（一升瓶、ビール瓶、黒色の瓶、無色の瓶、茶色の瓶、青・緑の瓶）

ウ 金属

(4) 産業廃棄物

ア 陶磁器、ガラス等の破片

イ その他分別できないもの

ウ 蛍光灯

エ 乾電池・ライター

オ プラスチック類（トレイ、発泡スチロール、ペットボトル、硬質プラスチック）
（処理業者に渡す。）

4 収集回数

可燃ごみ	紙類・資源	産業廃棄物 (廃プラスチック)	産業廃棄物 (その他混合物)	産業廃棄物 (水銀使用製品)
週2回	月1回	月1回	月4回	月1回程度

但し、紙類のうちシュレッターごみ及びプラスチック類は2か月に1度、各施設のシュレッターごみ及びプラスチック類を回収し、処理業者に渡す。

5 収集時間

収集日の午前8時30分から収集を開始し、午後5時15分までに完了すること。

6 緊急業務の委託

通常業務の他に災害その他緊急業務が生じた場合は、市の指示によりこれを受託しなければならない。

7 資源物としての処理

回収したごみについては、資源物として考慮し、適正な処理をすること。

8 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の収集運搬については、「産業廃棄物収集・運搬委託契約」を締結し、関係法令を遵守し適正に収集運搬を行うこと。

9 事故報告

業務中に事故等が発生した場合においては、直ちに委託者へ報告しなければならない。

10 誓約書の提出

受託者は収集業務により知り得た情報等については、守秘義務を有する旨の誓約書を一部碧南市役所に提出すること。

11 書類の整備

受託業務の内容を明確にするため、実績報告書等次の必要書類を整備しなければならない。

実績報告書、事業完了報告書、事故報告書、その他市長が必要とする書類又は帳票類。

12 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又は定められた事項に疑義が生じたとき、あるいは定められた事項を変更しようとする場合は、協議のうえ定める。
- (2) 毎月の有価物の還元金額を報告するものとする。
 - ア この報告書は翌月の 15 日までに提出すること。
 - イ 有価物の還元金については翌月の 15 日までに委託者の指定する口座に振り込むこととする。

警備業務

1 警備目的

対象施設の火災、機器異常、盗難の早期発見・通報及びその他の不良行為を排除し、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

2 警備任務

- (1) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止
- (2) 事故発生時における関係各署及び緊急連絡先への通報連絡
- (3) 事故報告書の提出

3 警備対象施設

(1) 対象施設

碧南市農業活性化センターあおいパーク 全館

(2) 対象所在地

碧南市江口町地内

4 警備対象時間

毎夜 21：00～翌日 9：00

休園日 9：00～翌日 9：00

毎日、警備業務対象施設からの最終退出者による警備開始信号を受信してから最初の入場者による警備解除信号を受信した時までとします。但し、火災及び非常緊急は24時間対応とします。

5 警備方法

機械警備方式（中京アラームシステム機器設置済）

6 警備賠償責任保険

対人1事故5億円限度

対物1事故5億円限度

屋外植栽及び保全管理業務

1 管理区域

本 館 芝生広場（ロータリー含む）350 m²、バーベキュー広場 225 m²、坪庭 82 m²、建物廻り 450 m²

駐 車 場 植栽帯 524 m²

市民農園 植栽帯 138.5 m²

2 植栽

建物廻り アベリア 621 本、アベリア エトワートゴーチヤ 621 本、コデマリ 50 本、ヘニカメチ 270 本、ニセアカシア 6 本、ノシハ

バーベキュー広場 ノシハ 225 m²、セイヨウシデ 1 本、ワシントンサンザシ 1 本、セイヨウナシ 1 本、ニオイハ 1 本、モミ 4 本、カステモン 20 本、トリス関連

芝生広場 シラカシ 1 本、ノシハ 350 m²

坪 庭 ゴールトクレスト 10 本、ブルーヘブン 8 本、サンキスト 7 本、ヨーロッパ ゴールト 2 本、ラインゴールト 90 本、ブルーカーペット、アジユカ、ブルーパシフィック

駐 車 場 サルスベリ 3 本、メタセコイア 19 本、アベリア 407 本、ヘニカメチ 112 本、ユキヤギ 224 本、オムラサキツツジ 624 本、ボックスウッド 120 本、ノシハ

市民農園 ウバメガシ 138.5 m²

3 作業内容

除草、薬剤散布、施肥、かん木刈り込み、芝生刈り込み、灌水、地被整理、花壇整理を実施し、管理区域の植栽を常に良好な状態で管理する。

おはなし広場管理業務

1 管理区域

おはなしひろば 4, 750 m²

中央広場・バラアーチ2箇所・芝生広場・田

2 作業内容

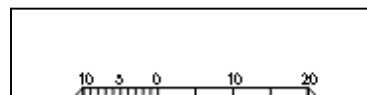
ほ場準備（石灰・元肥・堆肥の投入）、播種（概ね年2回程度）、施肥、
除草（駐車場および加工施設予定地含む。概ね年3回）、薬剤散布、
かん木刈り込み、芝生刈り込み、スプリンクラー灌水、地被整理、
花壇整理を実施し、管理区域の植栽を良好な状態で管理する。

3 その他

仕様書に掲載の無い事項に関しては、委託者と相談し、管理する。



この図面は、概略位置を示すものであり
現地とは異なる場合がありますので
権利関係には使用できません



害虫駆除業務

対象施設

碧南市農業活性化センターあおいパーク
(本館棟 体験農園管理棟)

駆除対象

害虫・ねずみ

実施月

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
駆除作業				○				○				
効果判定				○				○				

- 日時は施設の職員と打合せをし、施設の休業日に行うこと。
- 作業内容・方法
 - ・ 作業内容、作業方法について、施設職員に十分な説明をすること。
 - ・ 発生場所、生息場所、侵入経路、被害状況を調査し、施設全体について効果的な作業計画を策定し、統一的、計画的に適切な方法により作業を行うこと。
 - ・ 効果判定は、防除作業後 1 週間以内に行うこと。
 - ・ 効果判定は、生息調査、証跡調査、喫食調査のほか、利用者、職員の意見を参考として総合的に行うこと。
- 使用薬剤・器材
 - ・ 薬事法などの規定に基づき、適切な使用をすること。
 - ・ 作業中、施設職員、施設利用者の事故及び汚染防止に努めること。
 - ・ 什器等の汚染防止に努めること。
- 報告
 - ・ 作業実施日、作業内容、使用薬剤等を記載した報告書を提出すること。
 - ・ 効果判定の結果も併せて報告すること。
- その他
 - ・ 効果判定においてその効果が認められない場合は、必要に応じ再度防除作業を行うこと。
 - ・ 発生を防止するための措置を施設職員に講じること。
 - ・ 建物に汚れがつかないようにすること。必要があれば、柱・壁の養生・畳上げ等を行うこと。

浴室内空調機薬品清掃業務

- 1 実施回数 年 1 回
なお、隔年実施。
令和 7 年度実施済みのため、次回は令和 9 年度
- 2 対象設備 浴室男女脱衣所空調機
F X Y C J 8 0 K A (6 台)
- 3 業務内容 3 記載の空調機の室内機、室外機及び配管内の薬品洗浄
- 4 特記事項 詳細については打合せをすること。
結果は報告書により報告すること。

浴室水質検査業務

1 対象設備

碧南市農業活性化センターあおいパーク 浴室男女

2 実施回数

年 4 回（6 月、9 月、12 月、3 月）

3 業務内容

(1) 浴室水質検査項目

- ・濁度
- ・過マンガン酸カリウム消費量
- ・大腸菌群

(2) 検査方法

公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成 12 年 12 月 生衛発第 1811 号）に定める方法による。

(3) 浴槽数

4 槽（男湯白湯、男湯薬湯、女湯白湯、女湯薬湯 ：各 1 検体）

(4) その他

その他別途不明な点についてはその都度協議して定める。

浴室水質検査業務（レジオネラ菌）

1 対象設備

碧南市農業活性化センターあおいパーク 浴室男女

2 実施回数

年 2 回（6 月、1 2 月）

3 業務内容

(1) レジオネラ菌検査

(2) 浴槽数

4 槽（男湯白湯、男湯薬湯、女湯白湯、女湯薬湯）：各 1 検体

(3) その他

その他別途不明な点についてはその都度協議して定める。

ばい煙測定業務

- 1 事業名称
ばい煙測定業務
- 2 事業内容
大気汚染防止法、同法施行令、同法施行規則に基づき、碧南市の各施設のばい煙等の量を測定する。
- 3 測定施設

所在地	施設名	実施箇所数
碧南市江口町 3 丁目 1 5 番地 3	あおいパーク	1 箇所
- 4 測定項目
ばいじん (Dust)、硫黄酸化物 (Sox)、窒素酸化物 (Nox)
- 5 測定回数
年 2 回
- 6 報告書提出部数
2 部
- 7 その他
契約締結後速やかに、業務主任技術者及び業務工程表を提出すること。
実際の測定業務の施行については、施設担当者等の指示（原則、月曜日を除く平日）に従うこと。
測定業務終了後、報告書を速やかに提出すること。

農業残渣運搬業務

1 業務内容

- (1) あおいパークの体験農園と市民農園から発生した農業残さ運搬
- (2) 指定する場所に委託事業者の運搬車積載用コンテナボックスを設置
- (3) 当施設が指定する目的地へ搬入
- (4) 運搬の時期については、発生状況に応じて施設より依頼

2 搬入先

農業残渣リサイクル可能施設

※他市町への搬入時は、碧南市環境課へ「一般廃棄物の処理に関する協議依頼」の文書を提出し、適切な事務を行ってください。

- ### 3 前各項に記載のない事項は、碧南市契約規則によるほか双方協議して定める。

農業残渣処理業務

1 業務内容

- (1) あおいパークの体験農園と市民農園から発生した農業残さの処理
- (2) 指定する運搬業者から受け入れる
- (3) 農業残さは事業系一般廃棄物として処理し、飼料または肥料にできるものは発酵処理等により再利用し、再利用できないものは破砕処理により土壌改良材等にする
- (4) 処理単価はキログラムあたりとする

2 前各項に記載のない事項は、碧南市契約規則によるほか双方協議して定める。

自家用電気工作物保安保守点検業務

自家用電気工作物保安管理業務委託は下記の定めるところによる。

1	対象業務場所	碧南市農業活性化センターあおいパーク (碧南市江口町3-15-3) 設備容量：400kva 予備発電出力：30kva 設備種類受電電圧：受電設備 6600V 点検回数：年10回 絶縁監視装置を設置した場合の点検回数：年5回
2	業務内容	別紙明細書のとおり
3	特記事項	履行期間中であっても予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
4	関係法規	業務の履行にあたっては、電気事業法、碧南市契約規則及びその他関係法令を遵守すること。
5	資格要件	保安管理業務外部委託のための電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づく中部近畿産業保安監督部長の承認を得られること。
6	機密の保持	業務上知り得た情報を、承諾なく他に漏らさないものとする。 この契約に基づいて取得した個人情報に関し「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとする。
7	その他	受託者が交替した場合、中部経済産業局への保安管理業務外部委託承認申請及び保安規程の変更等の資料作成及び提出は、受託者が行うこととする。 この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

自家用電気工作物保安管理業務仕様明細書

自家用電気工作物保安管理業務を、この明細書の定めるところにより実施するものとする。

1 業務内容

別紙の「保安管理業務の細目及び基準」に定めるところにより保安業務を行うものとする。

2 契約対象電気工作物の概要

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 事業場の名称 | 1 ページ目のとおり |
| (2) 事業場の所在地 | 1 ページ目のとおり |
| (3) 需要設備 | |
| ア 設備容量 | 1 ページ目のとおり |
| イ 受電電圧 | 1 ページ目のとおり |
| ウ 非常用予備発電装置 | 1 ページ目のとおり |

3 点検等の頻度

定期的に行う点検、測定及び試験の頻度は、経済産業省告示第 249 号第 4 条に定める設備条件による頻度を適用し、原則として次のとおりとする。

- | | |
|--|-------------------------------|
| (1) 月次点検 | 1 ページ目のとおり |
| | ただし、年次点検を実施する月は、月次点検を含むものとする。 |
| (2) 年次点検 | 年 1 回行うものとする。 |
| (3) 工事中の点検、臨時点検は、別紙の「保安管理業務の細目及び基準」に定めるところにより実施する。 | |

4 点検結果等の報告

各業務終了後、受託者は当該業務の実施状況等について直ちに施設管理者に保守点検結果報告書等を受託者へ提出すること。

自家用電気工作物保安管理業務の細目及び基準

(保安管理業務の内容)

第1条 受託者が実施する保安管理業務は次によるものとします。

(1) 定例の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア 定期的な点検、測定及び試験(具体的基準は、別に定める「点検、測定及び試験の基準」による。)を行い、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」といいます。)の規定に適合しない事項または適合しないおそれがあるときは、必要な指導、助言を行います。

イ 電気工作物の設置又は変更の工事の設計審査について、委託者の通知を受け必要な指導、助言を行います。

ウ 電気工作物の設置又は変更の工事期間中は、委託者の通知を受け、毎週1回工事期間中の点検(具体的基準は、別に定める「工事期間中に関する点検の基準」による。)を行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導、助言を行います。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとします。

エ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者若しくは電気事業者より通知を受けたときは、電話により、又は出向して事故原因の探求に協力し応急措置を指導し、再発防止についてとるべき措置を指導し、助言を行います。

この場合は、委託者は受託者が応急措置の指導を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に受託者に連絡するものとします。

オ 電気事業法に規定する電気事故報告が必要と認められるときは、電気事故報告書の作成指導及び手続の指導を行います。

カ 受託者が点検の際、電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ臨時点検を行います。

キ 電気事業法に規定する立入検査には、その都度委託者の通知を受け、受託者の保安業務担当者等を立ち合わせます。

ク 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止

の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

(2) 定例外の保安管理業務は次の各号によるものとします。

ア 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成指導及び手続の指導を行います。

イ 電気工作物の設置又は変更の工事について竣工検査を行い、必要な指導、助言を行います。

ウ 前各号のほか委託者の申し出による点検業務、技術業務及びその他業務を行います。

2 次のいずれかに該当する電気工作物の点検、測定及び試験については、委託者は委託者の負担において電気工事業者又は電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。この場合において、委託者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、電気工作物の保安について、受託者は指導、助言又は協議を行うものとします。

(1) 設備の特殊性のため専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば次の（ア）から（オ）までのいずれかに該当する自家用電気工作物）

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の（ア）から（カ）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電

算室等)

ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

カ 器具工具等を使用し、物を移動しなければ点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

(3) 事業場外で使用されている可搬型機器（移動して使用する機器）である自家用電気工作物

(4) 可搬型機器及びこれに付属する電線のうち、点検時事業場に設置されていないもの。

(5) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 前第2項において、委託者及びその従事者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を保安業務担当者等が行い、異常があった場合には、保安業務担当者等が点検を行うものとします。

(相互の連絡)

第2条 委託者は次に掲げる場合はその具体的内容を遅滞なく受託者に通知するものとします。

(1) 遅滞なく連絡する事項

ア 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合。

イ 安全上の事由または物理的な事由により、技術基準の適合確認が困難となるおそれがある場合

ウ 有害ガス発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等のおそれが生じた場合

エ 電気工作物の使用を休止する場合、又は、休止中の電気工作物の使用を開始する場合

オ 感染症等により、事業場への立ち入りが困難となる恐れがある場合

(2) その他連絡する事項

ア 経済産業大臣が電気事業法に規定する立入検査を行う場合

イ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合

ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は実地指導訓練を行う場合

エ 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置(電話通報方式)が警報を発した場

合

- オ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- カ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合
- キ 電気の保安に関する組織、責任分界点又は需要設備の使用区域を変更する場合
- ク 委託者、事業場の名称又は所在地名に変更があった場合
- ケ 電気工作物に関する権利義務に変更があった場合
- コ 電気事業者との需給契約を変更する場合
- サ 爆発性、可燃性物質又はその他の危険物質を貯蔵又は発生し、取扱う設備がある場合
- シ その他電気工作物の保安に関し必要な場合

(3) 受託者は次の各号に掲げる事項を委託者に通知するものとします。

- ア 受託者の就業時間内、時間外における受託者への連絡方法
- イ 委託者の事業場に設置された絶縁監視装置(自動通報方式)の警報を受信した場合
- ウ その他必要な事項

(絶縁監視装置及び機器の設置)

第3条 経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備に該当するもの及び受託者の定める条件に該当する電気工作物には、委託者の承諾を得て絶縁監視装置を設置することができます。

- 2 電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器(以下「絶縁監視装置等機器」といいます。)は双方協議のうえ受託者が設置し所有するものとします。
- 3 委託者は、絶縁監視装置等機器を設置する場所の提供、電灯配線などの施設及び電話回線の利用について便宜を供するものとします。
- 4 絶縁監視装置等機器及び設置工事に要する費用は、原則として受託者が負担するものとします。
- 5 絶縁監視装置等機器の保守は受託者が行い、その費用は受託者が負担するものとします。
- 6 委託者は、絶縁監視装置等機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

(絶縁監視装置の警報発生時の処置)

第4条 電気工作物に設置する絶縁監視装置から警報発生時(警報動作電流50mA)以上の漏えい電流が発生している旨の警報を連続して5分以上受信した場合又は5分

未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合に、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

- 2 受託者は、警報発生時の受信の記録を 3 年間保存するものとします。

(絶縁監視装置及び機器の撤去)

第 5 条 受託者は委託者との保安全管理業務委託契約が解除され又は失効した時は、絶縁監視装置等機器を撤去するものとします。

- 2 絶縁監視装置等機器の運用に支障があると認められた場合は、双方協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。

- 3 電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して第 3 項第 1 号の信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなったときは、双方協議のうえ絶縁監視装置を撤去するものとします。

(電気工作物以外の不安全施設に関する措置等)

第 6 条 保安全管理業務を実施するための通路又は足場等の設備環境が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、双方協議のうえ速やかに改修するものとします。

- 2 前号の不安全施設の改修に要する費用は、原則として委託者が負担するものとします。

- 3 受託者は委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがあります。

- 4 受託者は、委託者に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安全管理業務の遂行に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

(その他)

第 7 条 この「保安全管理業務の細目及び基準」に定めがない事項については、その都度双方で協議するものとします。

別表 1

点 検、測 定 及 び 試 験 の 基 準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、支持物、ケーブル	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
受電設備	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験		○※1	○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		トリップ回路の導通試験		○※1		
		絶縁油酸価度試験			○※2	
		絶縁油破壊電圧試験			○※2	
		内部点検			○※2	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
二次変電設備	母線、計器用変成器 断路器も電力用ヒューズ避雷器、 電力用コンデンサ、リアクトル、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
二次変電設備（受・配電盤）	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○※1	
		絶縁油透明度チェック			○※3	
		絶縁油酸価度試験			○※3	
		絶縁地破壊電圧試験			○※3	
		内部点検			○※3	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	受・配電盤	外観点検	○	○	○	必要の都度
		電圧・電流測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定			○※1	
		継電器の動作試験			○※1	
		継電器との結合動作試験			○※1	
		放電雑音チェック		○		
		温度チェック	○	○	○	
	接地工事 （接地鉄・保護管）	外観点検	○	○	○	必要の都度
		接地抵抗測定		○※4	○※4	
	構造物・配電設備 受電室建物	外観点検	○	○	○	必要の都度
	蓄電池設備	外観点検	○	○	○	必要の都度
		比重測定	1回／年	○	○	
		液温測定	1回／年	○	○	
		電圧測定	1回／年	○	○	

電気工作物	点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
			I	II	
電動機、電熱器	外観点検	○	○	○	必要の都度
電気溶接機	電圧・電流測定	○※8	○※8	○※8	
その他の電気機器類	絶縁抵抗測定			○※1, 6	
照明装置	接地抵抗測定		○※4	○※4	
設配線及び配線器具	温度チェック	○	○	○	
備接地装置	漏洩電流測定	○※5	○※5		
配電線路の電線等 及び支持物	絶縁監視	○※7	○※7	○※7	
非常用 予備 発電 装置	ガスタービン及び附属装置	外観点検	○	○	必要の都度
	内燃機関及び附属装置	起動試験	○	○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	必要の都度
	接地装置	絶縁抵抗測定		○※1	
		接地抵抗測定		○※4	
	遮断器・開閉器 その他の電気機器類	受電設備と同じ			受電設備 と同じ
発電 所	ガスタービン及び附属装置	概観点検	○	○	必要の都度
	燃機関及び附属装置	起動点検	○	○	
	発電機及び励磁装置	概観点検	○	○	必要の都度
	太陽電池及び附属装置	燃料電池及び附属装置	絶縁抵抗測定	○※1	
	設置装置	設置抵抗測定		○※4	
	遮断機・開閉器 その他の電気機器	受電設備と同じ			発電設備と 同じ

注 (1) 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」と駄目現により次の点検項目を行います。

- ア 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と地物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

(2) ※5 を付した測定は、高圧受変電設備の変圧器の B 種接地線で漏えい電流を測定します。ただし、絶縁監視装置を設置した場合は行わないものとします。

(3) ※8 を付した測定は、高圧受変電設備にて測定した値が不適合の場合又は、負荷設備に不適合がある場合に行うものとします。

(4) 年次点検 I は無停電で行う点検で、年次点検 II は停電をして行う点検を行います。年次点検 I を実施する場合は 3 年に 1 回は年次点検 II を行うものとします。年次点検 I は、信頼性が高い設備で、年次点検 II と同等と認められる次の各項目が 1 年に 1 回以上行われている場合に実施いたします。

ア 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条に規

定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている。

イ 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第 19 条に規定された値以下である。

ウ 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動試験の結果が正常である。

エ 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常である。

オ 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常である。

(5) ※ 1 を付した測定及び試験は停電範囲その他の理由によって行わないことがあります。

(6) ※ 2 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過時に、10 年を超えたものは 5 年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。

その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※ 2 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。

採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

(7) ※ 3 を付した点検及び試験は製造後（新油に取替えの場合も同様）10 年経過毎に、20 年を超えたものは 3 年経過毎にそれぞれ行うものとします。

ただし、年次点検Ⅰの点検周期により、経過年数以前に行うことがあります。

その場合、次回は実施年より上記の経過年数毎に行うものとします。

※ 3 を付した絶縁油破壊電圧試験は、外観点検（油量、変色、汚損、異臭等）により異常が認められた時に実施する。採油による試験が困難な場合は、外観点検や負荷状況及び温度状態による点検とします。

(8) ※ 4 を付した測定は過去の実績によってその一部又は全部を行わないことがあります。

(9) ※ 6 を付した測定は絶縁監視装置の監視記録により代えることがあります。

(10) ※ 7 を付した絶縁監視は絶縁監視装置による常時の監視をいいます。

この絶縁監視装置の点検は、外観点検及び総合動作試験を月次点検、年次点検実施時、誤差試験を年 1 回行うものとします。

別表 2

工事期間中に關する点検の基準

電氣工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
引込設備	引込線 区分開閉器 電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○
受電設備 (二次変電設備)	遮断器 高圧負荷開閉器	外観点検	○
	母線、計器用変成器、 電力用ヒューズ、新路器、避雷器、 電力用コンデンサ リアクトル、その他機器	外観点検	○
	変圧器	外観点検	○
	受・配電座	外観点検	○
	接地工事（接地線・保護管等）	外観点検	○
	構造物・配電設備 受電室建物 [キューピクル式受・配電設備の金属 製外箱等]	外観点検	○
	蓄電池設備	外観点検	○

電氣工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検
負荷設備	電動機、電熱器、電氣溶接機 その他の電氣機器類 照明装置、配線及び配線器具 接地装置 配電線路の電線等及び支持物	外観点検	○
非常用予備発電装置	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○
	遮断器・開閉器、その他の電氣機器類	外観点検	○
発電所	ガスタービン及び附属装置 内燃機関及び附属装置	外観点検	○
	発電機及び励磁装置、設置装置	外観点検	○
	社団器・開閉器、その他の電氣機器類	外観点検	○

(1) 工事期間中は、設備ごとに外観点検を行うものとします。

「外観点検」とは、目視により次の点検項目を行います。

- ア 電氣工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- イ 電線と他物との離隔距離の適否
- ウ 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- エ 接地線等の保安装置の取付け状態

本館自動ドア保守点検業務

- 1 対象物件 碧南市農業活性化センターあおいパーク自動扉
片引き、両引きドア 計10台

2 業務内容

- (1) エンジン本体（モーター本体、ギヤボックス、クラッチ）
取付状態、異音、清掃締付け調整
- (2) 制御装置（コントローラー、補助光線コントローラー、パルス付プーリー
開閉動作、各コントローラーの動作機能確認、締付け調整
- (3) 吊装置（上レール、吊車、戸金物、下レール、振れ止め）
清掃、ベアリング内注油、吊車破損状態確認
- (4) 駆動装置（Vベルト、タンパックル、ベルトつかみ）
ベルト亀裂確認、締付け調整
- (5) 起動装置（光線センサー、補助光線）
センサーエリア確認、センサー面清掃、補助光線機能確認
- (6) その他
扉建てつけ、配線、下レール清掃

3 特記事項

- (1) 定期点検は、年2回実施する。
- (2) 点検整備に要する部品のうち次に掲げるものは、定期点検に含むものとする。
 - ア 滑車
 - イ Vベルト
 - ウ 下振れ止め
- (3) 契約期間内に発生した故障による出動にかかる経費は、無償にて行うものとする。

本館自動ドア保守点検業務付属仕様書

本仕様書は、自動扉保守点検委託業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、設備の機能を維持するために必要と思われる事項は、通常の保守として、点検調整等を実施するものとする。

1 自動扉設備の設置場所及び設置数

「業務仕様書 16」のとおり

2 定期点検

点検については履行期間において前回の点検日を参考に点検間隔に偏りがないように、別紙に定める点検回数により定期的に技術員を派遣し、自動扉(附属装置を含む)の運転機能を常に安全かつ良好に維持するための点検を行ない、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を行なうものとする。

3 部品及び機器の修理、取替又は調整

(1) レギュラーメンテナンスとする。

(2) 点検を通じて機器の機能維持に必要と判断した場合、直ちに部品の修理、取替又は調整を行う。

(3) 点検整備は次のとおりとする。

①エンジンボックス内のクリーニング

②ドア・懸下部・動力部・制御部・センサー部・電気回路部の点検

③各部取付ボルトの点検

④二次配線の点検

⑤扉の開閉速度・バランスの点検

(4) 器具、工具等

業務遂行に必要な器具、工具等は受託者の負担とする。ただし、施設に付属する備品又は電気、水道等を業務遂行に必要な範囲において無償で利用できるものとする。以下の保守作業についても同様とする。

(5) 本業務について、パーツメンテナンスとして、下記消耗品及び消耗資材は無償で交換する。

(1) ヒューズ

(2) 潤滑油、グリース等の各種オイル

(3) 各種ボルト、ねじ、ビス、ナット

(4) タッチスイッチの電池

(5) 戸渡りゴム

(6) 下レールの振れ止め

(7) ベルトワックス

(8) モーターギア

4 故障時の処置

故障が発生した場合は、速やかに技術員を派遣し、適切な処置をとること。

5 報告書

定期点検の都度報告書を提出し、点検の結果部品の劣化等により早期に修理を要すると認められる場合は、修理箇所、修理方法等を報告書に明記すること。

6 附帯事項

(1) 作業時間

故障時の緊急時を除き通常保守点検は、施設管理者と調整のうえ原則として別紙に記載した施設の通常業務時間内に実施する。

(2) その他

この仕様書に定めのない事項については、両者協議して定めるものとする。

自動ドア点検項目	
サッシ部	無目点検カバーの取付状態
	ガイドレール内の状態
	扉の状態(傷及び作動時の異音)
	フレ止め・ガイドの取付状態
	指詰防止(30mmのクリアランス確保)
	隙間(全閉時の戸先、ドアと無目。方立、ガイドレール)
懸架部	ハンガーレール、吊車の汚れ、磨耗及び損傷)
	踊り止の隙間
	ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態
動力操作部	手動開閉の動作確認及び異音の有無
	エンジンの取付状態
	駆動軸の変形、磨耗
	プーリーの変形。磨耗(駆動・従動)
	ベルトチェーン・ワイヤーの張り、磨耗及び取付状態
制御部	開速度(速・7・6・5・4・3・2・1・遅) or mm/sec
	閉速度(速・7・6・5・4・3・2・1・遅) or mm/sec
	クッション作用
	開き保持時間(秒)
センサー部	有効開口幅(mm)
	外側起動センサー作動状況
	内側起動センサー作動状況
	補助センサー作動状況
電気回路	総合動作(通常開閉動作・反転動作)
	配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無
	電源電圧
その他	ステッカー
	故障時連絡シール
	警告表示ラベル

観賞温室自動ドア保守点検業務

1. 対象物件 碧南市農業活性化センターあおいパーク観賞温室自動扉
片引き、両引きドア 計5台
2. 業務内容
 - (1) エンジン本体（モーター本体、ギヤボックス、クラッチ）
取付状態、異音、清掃締付け調整
 - (2) 制御装置（コントローラー、補助光線コントローラー、パルス付プーリー
開閉動作、各コントローラーの動作機能確認、締付け調整
 - (3) 吊装置（上レール、吊車、戸金物、下レール、振れ止め）
清掃、ベアリング内注油、吊車破損状態確認
 - (4) 駆動装置（Vベルト、タンパックル、ベルトつかみ）
ベルト亀裂確認、締付け調整
 - (5) 起動装置（光線センサー、補助光線）
センサーエリア確認、センサー面清掃、補助光線機能確認
 - (6) その他
扉建てつけ、配線、下レール清掃
3. 特記事項
 - (1) 定期点検は年2回実施し、報告書を提出すること。
 - (2) 点検整備に要する部品のうち次に掲げるものは、定期点検に含むものとする。
 - ・ カギ受け
 - ・ プーリー
 - ・ 下振れ止め
 - (3) 契約期間内における、故障による出動にかかる経費は無償にて行うものとする。

自動ドア点検項目	
サッシ部	無目点検カバーの取付状態
	ガイドレール内の状態
	扉の状態(傷及び作動時の異音)
	フレ止め・ガイドの取付状態
	指詰防止(30mmのクリアランス確保)
	隙間(全閉時の戸先、ドアと無目。方立、ガイドレール)
懸架部	ハンガーレール、吊車の汚れ、磨耗及び損傷)
	踊り止の隙間
	ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態
動力操作部	手動開閉の動作確認及び異音の有無
	エンジンの取付状態
	駆動軸の変形、磨耗
	プーリーの変形。磨耗(駆動・従動)
	ベルトチェーン・ワイヤーの張り、磨耗及び取付状態
制御部	開速度(速・7・6・5・4・3・2・1・遅) or mm/sec
	閉速度(速・7・6・5・4・3・2・1・遅) or mm/sec
	クッション作用
	開き保持時間(秒)
センサー部	有効開口幅(mm)
	外側起動センサー作動状況
	内側起動センサー作動状況
	補助センサー作動状況
電気回路	総合動作(通常開閉動作・反転動作)
	配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無
	電源電圧
その他	ステッカー
	故障時連絡シール
	警告表示ラベル

消防設備保守点検業務

- 点検内容は、外観・機能点検及び総合点検とし、点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者が実施すること。
- 別紙記載以外の消防設備等があった場合はその点検も含むものとする。
- 消防法に基づく消火器の機能点検・薬剤詰替費用も含むが、薬剤詰替の代わりに新品交換でもよいものとする。
- 設備等の取替・修理等の費用は含まない。ただし、設備等に不備な箇所を発見した場合、ただちに施設責任者へ改善の提言や指導を行うこと。
- 点検結果報告書は、外観・機能点検にあつては1部、総合点検にあつては消防署提出分も含めて2部作成すること。
点検結果報告書は、点検終了後1か月以内に提出すること。
- 点検は、消防法の点検基準及び点検要領の基準に従って定められた期間ごとに行うものとし、実施時期は次に記載の月を目処にし、点検実施日については、調整すること。

8月 総合点検
2月 外観・機能点検
- 防火対象物定期点検の費用も含む。
- 自家発電装置の負荷運転試験を実施する。
なお、負荷運転試験は30%負荷の疑似負荷運転試験でも可とする。

	自動火災報知設備									誘導灯設備				消火器			避難器具		非常放送			消火栓設備					スプリンクラー			非常電源																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	受信機 種別 回線	電 鈴	発 信 機	表 示 灯	スポット		煙 感 知 器	〃 分 離 型	〃 分 布 型	小 型	中 型	大 型	パ ネ ル	10 型	20 型	50 型	避難 梯子	救助 袋	非常 電源 装置	ア ン プ	遠 隔 操 作 装 置	加 圧 送 水 装 置	制 御 盤	呼 水 槽	消 火 栓 箱	ホ ー ス 耐 圧 等	加 圧 送 水 装 置	制 御 盤	呼 水 槽	受 電 設 備	蓄 電 池 設 備	自 家 発 電 装 置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					差 動 式	定 温 式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

排煙・換気窓装置保守点検業務

対象施設

施設名称	所在地(碧南市)	点検箇所数	点検窓数	備考
碧南市農業活性化センター あおいパーク	江口町 3-15-3	39 台	94 窓	

(仕 様)

- この保守点検委託は、対象施設に設置されているオペレーター装置を良好な状態で維持管理するために委託する。
- 受託者は前項施設のオペレーター装置の故障を未然に防止するために、年 1 回の定期点検整備を実施するものとする。
実施日は、各施設の職員と協議決定するものとする。
- この保守点検委託による定期点検の内容は、「保守点検項目」の通りとする。
- 定期点検により不良箇所及び不良部品が発見された場合は、速やかに修復し正常にするものとする。
但し、修復に必要な部品のうち、簡易なものについては受託者の負担とし、部品の取替えの必要のときで、有償となる場合は、各施設の職員と協議して指示に従うものとする。
- 不慮の故障が生じた場合は、受託者に連絡をし、受託者は直ちに技術サービス員を派遣し、早急に修理をして正常な状態にすること。
- 定期点検作業上必要な工具、消耗品は受託者の負担とする。
- 定期点検作業に従事する者は、機器の取扱に熟達した、高度な技術サービス員により行うものとする。
- 定期点検作業中の事故防止については充分注意をするとともに、万一事故が発生したときは、その責任は一切受託者が負い処置するものとする。

9. 定期点検作業中において、各施設の施設、設備、構築物等に損害を与えた場合は、
全て受託者の負担及び責任において処置するものとする。
10. 定期点検委託契約には、次に掲げる事項による修理は、この契約には含まないものとする。
- (1) 天災及び不測の事故などの故障修理
 - (2) 建物主側の使用上の不備及び、誤りによる故障修理
 - (3) 建物主側の都合により、装置を改造、移設を行う場合
11. この仕様書に明記されていない事項についても、技術上必要な事項については、
特別な指示がなくとも派遣技術サービス員の善良な自覚により、自発的に行うものとする。
12. その他の問題が生じた場合は、委託者側と受託者が協議することとする。

保 守 点 検 項 目

1. 伝達系統（ワイヤー）

- 1) 開閉用メインケーブルの切損、曲りぐせ等の点検。
- 2) フレキシブルコンジットの磨耗等の点検。
- 3) 取付ビス、ナット類の緩み、脱落の点検。
- 4) 樞道部への防錆のグリスアップ処理。

2. 窓まわりの系統

- 1) ハンドルボックスで開放時正確に窓が開放することを確認する。
- 2) 障子金具の固定ビス類の点検、確認。
- 3) 開閉器（コネクター）のギヤーの磨耗等に依る作動不具合を点検。
- 4) 窓開放力を与える捻りバネスティの錆による作動不良がないか点検。
- 5) 各取付ブラケット類の変形等の点検。
- 6) 各駆動、樞動部へ防錆のグリスアップ処理。

3. 総合点検

- 1) 各部を点検、調整完了後窓を閉鎖し、ハンドルボックスの押ボタンを押し、正確に窓が所定の開放角度まで開放することを確認する。（作動は1箇所につき、2～3回開閉を行うものとする。）
- 2) 閉鎖時の障子密閉度、作動時の異常なる振動、異音の発生なきことを確認する。

4. オペレーターの開放作動確認（電動式）

閉鎖時の開放用電動押ボタンをして、前開放することを確認する。

5. 操作系統

- 1) 操作表示の点検
- 2) ハンドルボックスの点検、調整。

- ① 電動 開・停・閉の押ボタンの作動状態の確認。(スイッチのひっかかり等)
- ② リミットスイッチの作動状態の確認。
- ③ 各制御結線の確認。
- ④ 駆動部本体との連結時ジョイントの緩み部の増締め。
- ⑤ 取付ボルト・ビス・ナット類の増締め、脱落は補充。
- ⑥ ボックス内の駆動、潤滑剤の塗布。
- ⑦ 予備電源（バッテリー）の放電状態及び、交換時期の調査。

空調設備保守点検業務

1 対象物件 碧南市農業活性化センターあおいパーク本館内空調設備

(1) 保守点検

室外機	19台
室内機	56台
スポットエアコン	1台
全熱交換機	10台
計	86台（詳細は「業務仕様書 20-1」のとおり）

(2) フロン法改正による点検作業

室外機	17台
室内機	56台
スポットエアコン	1台
計	74台

2 業務内容

(1) 保守点検 2回

ア 室外機	運転点検データ作成及び運転点検
イ 室内機	運転点検及び内部清掃
ウ スポットエアコン	運転点検及び内部清掃
エ 全熱交換器	運転動作確認及びエアフィルター及び内部清掃

(2) 消耗部品交換

全ての機器について必要な消耗部品の交換

(3) フロン法改正に伴う点検作業 4回（2回は保守点検と同時に実施）

3 点検日

施設職員と協議決定するものとする。

名 称	摘 要	単位	数 量	備 考
PAC-1 室外機		台	1.0	
〃 室内機	筋トレルーム	台	4.0	令和4年度更新機
PAC-2 室外機		台	1.0	
〃 室内機	観賞温室前廊下	台	4.0	
PAC-3 室外機		台	1.0	
〃 室内機	研修室	台	6.0	
PAC-4 室外機		台	1.0	
〃 室内機	事務室	台	1.0	
〃 室内機	ミーティングルーム	台	1.0	
〃 室内機	農業情報コーナー	台	1.0	
PAC-5 室外機		台	2.0	
〃 室内機	調理加工室	台	6.0	
PAC-6 室外機		台	1.0	
〃 室内機	調理加工室	台	2.0	
PAC-7 室外機		台	1.0	平成30年度更新機
〃 室内機	男子更衣室	台	2.0	平成30年度更新機
〃 室内機	女子更衣室	台	2.0	平成30年度更新機

名 称	摘 要	単位	数 量	備 考
〃 室内機	男子かたらい	台	1.0	平成30年度更新機
〃 室内機	女子かたらい	台	1.0	平成30年度更新機
PAC-8 室外機		台	1.0	令和元年度更新機
〃 室内機	ラウンジ	台	4.0	令和元年度更新機
PAC-9 室外機		台	1.0	令和元年度更新機
〃 室内機	和室	台	2.0	令和元年度更新機
PAC-10 室外機		台	1.0	
〃 室内機	ステラネット	台	1.0	
PAC-11	スポットエアコン	台	1.0	
PAC-12 室外機		台	2.0	
〃 室内機	農産物直売所	台	4.0	
PAC-13 室外機		台	1.0	令和4年度更新機
〃 室内機	農産物直売所	台	1.0	令和4年度更新機
PAC-14 室外機		台	3.0	不調のため稼働していないが点検必要
〃 室内機	レストラン	台	6.0	不調のため稼働していないが点検必要
スカイエアー 室外機		台	1.0	
〃 室内機	レストラン	台	3.0	

名 称	摘 要	単位	数 量	備 考
PAC-15 室外機		台	1.0	不調のため稼働していないが、点検必要
〃 室内機	筋トレルーム	台	4.0	不調のため稼働していないが、点検必要
HEX 2-1	全熱交換機	台	1.0	
〃 2-2	〃	台	1.0	
HEX 4	〃	台	1.0	
HEX 6-1	〃	台	1.0	
〃 6-2	〃	台	1.0	
HEX 8-1	〃	台	2.0	
〃 8-2	〃	台	1.0	
〃 8-3	〃	台	1.0	
HEX 9	〃	台	1.0	

浴室ボイラー保守点検業務

- 1 対象物件 碧南市農業活性化センターあおいパーク浴室ボイラー
日本サーモエナー製 KFL-630BH 1基
- 2 業務内容 年3回定期点検を実施する。(7月頃、11月頃、3月頃)
KFL-630BH 1基のスス清掃(年1回)を実施する。
故障時の迅速な対応を行う。
- 3 その他 点検終了後、速やかに報告書の提出をしてください。

観賞温室ボイラー保守点検業務

1 回数

年 1 回

2 業務内容

あおいパーク観賞温室に設置している温度管理用ボイラー機 2 基の点検整備を行う。

3 対象機器

簡易ボイラー 2 基

型式 : T B W - 8 S

熱出力 : 9 3 . 0 k w

伝熱面積 : 2 . 4 m²

製造年月日 : 2 0 1 9 年 1 0 月

製造者 : 株式会社タケザワ

4 その他

ノズル交換を含む

点検終了後、速やかに報告書の提出をしてください。

観賞温室自動換気窓保守点検業務

1 期間 年 1 回（実施時期については相談）

2 対象設備および機器

名 称	仕 様	数 量
天窓減速機	JA25-202	1 4
天窓アーム		1 6 8
側窓減速機	JCC25-2009	1 9
側窓アーム		1 7 4
制御器	JRDW-204	1
制御子器	R-20	3 3

3 業務内容 3 の内容に係る保守点検

4 特記事項 詳細については管理者と打合せをすること。
結果は報告書により報告すること。

浴室用濾過機保守及び配管洗浄業務

1 機器

- | | | | |
|-----------|-------------------------|-----|---------|
| (1) ろ過装置 | B C F - 6 0 0 2 | 2 台 | (長州産業製) |
| (2) 補給水装置 | N F - 5 0 × 5 0 U | 2 台 | (ダイレオ製) |
| (3) 薬注装置 | E T U - 1 2 0 N - 1 0 0 | 2 台 | (イワキ製) |

2 ろ過装置仕様 (1 台あたり)

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) フィルター | 5 0 0 L × 8 本 (φ 1 4 0 × 5 0 0 mm) |
| (2) 麦飯石 | 2 0 k g × 6 袋 |

3 点検日 各月 1 回

毎月最終月曜日 (祝祭日に重なり開園日となる時は、翌日の休園日)

*園の行事、定期清掃と重なる場合は園側よりの通知日に変更

4 点検内容

- (1) フィルター交換
- (2) 麦飯石交換
- (3) 配管洗浄
- (4) ヘアーキャッチ清掃
- (5) 薬注装置動作確認及び注入弁清掃
- (6) ろ過装置制御盤動作確認
- (7) 切替電動弁動作確認
- (8) 補給水装置動作確認
- (9) 各機器漏水チェック
- (10) ろ過ポンプ電流値測定
- (11) 圧力計数値確認

5 配管洗浄作業流れ (フロー)

ろ過装置停止 → ろ過装置麦飯石抜き取り → 浴槽薬品投入 → 薬品洗浄運転 (約 2 時間) → 浴槽薬品中和剤投入 → 浴槽水排水 → 浴槽湯張り → フィルター、ろ材交換 → すすぎ洗浄運転 (約 10 分間) → ろ過装置停止 → 浴槽水排水 → 浴槽内洗浄清掃 → 浴槽湯張り → ろ過装置運転 → 作業終了 (点検報告書提出)

※年 12 回のうち 1 回は生物膜除去のための薬剤を使用し実施すること。

薬湯濾過装置保守及び配管洗浄業務

1 機器

濾過装置 S 2 1 0 S (ヘイワード製) 2 台

2 点検回数 年 1 回 (休園日)

3 点検内容

- (1) バイブラ確認
- (2) 配管洗浄
- (3) ヘアーキャッチ清掃
- (4) 薬注装置動作確認及び注入弁清掃
- (5) ろ過装置制御盤動作確認
- (6) 切替手動弁動作確認
- (7) 補給水装置動作確認
- (8) 各機器漏水チェック
- (9) ろ過ポンプ電流値測定
- (10) 圧力計数値確認

4 その他

作業終了後、速やかに報告書を提出ください

非常用消防ポンプ発電設備保守点検業務

1 実施回数

年 1 回

2 業務内容

あおいパーク本館に設定している非常用消防ポンプ発電機の作動確認、整備を行う。

3 対象機器

(1) 発電機

装置形式：COP-30R 装置番号：C156B 納入年月：1997 年 7 月

(2) 蓄電池

型式：HS-60-6E 製造者：(株)GS ユアサ 製造年月：2021 年 1 月

触媒栓有効期限：2026 年 1 月

(3) 自家発始動用充電装置

形式：NCH-300G1 (K92-122S07-12) 製造番号：011835

4 その他

点検終了後、速やかに報告書を提出してください。

屋外遊具保守点検業務

1 対象

おはなし広場設置の遊具 5 点

(シャチ・ウマ・シーソー・カメ・ハニー)

2 回数

年 1 回

3 点検内容

(1) 構造

ア 全体の老朽化

イ 基礎のぐらつき

ウ 変形バランス

(2) 材質

ア 支柱根元腐食

イ 回転部摩耗

ウ 腐食・破損・腐朽

(3) 機能部品

ア 滑り面及側面

イ 踊り場・階段

ウ 回転部異常

エ 吊金具座板

オ ホールドビス等

カ ロープネット等

キ その他

4 その他

点検終了後、速やかに報告書を提出してください。

仕 様 書

- 業務名 レストラン厨房機器保守点検業務委託
- 業務内容 下記内容の保守点検整備業務を年2回実施する。

冷凍冷蔵庫		
	対象	点検内容
	製氷機 ‘13製	設定温度R
	冷凍庫 ‘13製	設定温度F
	洗浄器 ‘25製	庫内温度R
	ガスブースター ‘25製	庫内温度F
	冷蔵庫 ‘14製	庫内ファン
	テーブル型冷蔵庫 ‘14製	冷氣循環
	テーブル型冷蔵庫 ‘14製	霜付状態
		デフロスト動作
		凝縮ファン
		ファン固定ゴム
		蛍光灯ソケット
		ブライン量
		電装箱の汚れ
		操作パネルの汚れ

- その他 機器の更新・入替等があった場合も、該当機器に適した点検を実施すること。
その他仕様書に記載のない事項はあおいパーク職員と打ち合わせを行うこと。